

「キヤラ
パン」の
解雇「キヤラ
パン」の
賃銀

葉爾羌にて雇ひたりし馬夫馬匹は、レー(ラダグ)に於て解雇することゝはなりぬ。屈指すれば日を経る二十有八日、起臥辛苦總て之を共にし、縦ひ其の族を違へ、其の國を異にするも、予を導き予を扶けし者何等の因縁なくんばあらず。斯く思ひ來れば、分袂も亦情に堪へざるの感ありし。彼等は如何に此の山道に馴れしとは云へ、危険は依然危険にして、他の危険とするを危険ならずとすることは、よも之れあらざるべく、只其の慣れしが故を以て、險を險とし、危を危として、之れに應ずる手段に通熟せしのみ。兎に角斯る難行程を重ねて、要求賃銀僅に馬匹一頭に就き銀二十五兩、即ち總計銀二百七十五兩に過ぎず。而も食糧馬糧等は、總て彼等の自費に係り、不幸若し其の馬匹の幾分を失ふときは、實際に得る所將た幾許か有る。是に於てか彼等の一命は、懸りて三百金内外に在るを付度せば、到底文明人の爲し得べき業に非らず。別に臨み、予は馬夫三人に賞を與へて、聊か其の勞に酬いたり。而して予が一行の馬匹は、大に疲勞し、殆んど廢馬も同じきに至りしもの二頭を出す外、一頭の斃馬なく、且つ通辯(一箇月三十留比(印度貨一)留比は我約六十五錢の約)の高山病に罹りしのみなりしは、又幸なりとせんか。